# 香川県教育委員会８月定例会会議録

１．開催日時　　令和８年８月 27 日（木）
開　会　　午前 10 時 45 分
閉　会　　午前 12 時 25 分

２．開催場所　　教育委員室

３．教育委員会出席者の氏名

| | |
|---|---|
| 教 育 長 | 淀 谷 圭 三 郎 |
| 委　　員 | 木　下　敬　三 |
| 委　　員 | 鳥　取　美　穂 |
| 委　　員 | 持 田 め ぐ み |
| 委　　員 | 武 田 真 由 美 |

４．教育長及び委員以外の出席者

| | |
|---|---|
| 副教育長 | 塩　田　広　宣 |
| 教育次長(兼)政策調整監 | 和　田　友　樹 |
| 教育次長 | 西　原　　明 |
| 総務課長 | 景　政　孝　輔 |
| 義務教育課長 | 持　永　　新 |
| 高校教育課長 | 橋　本　和　之 |
| 特別支援教育課長 | 三　宅　貴　将 |
| 保健体育課長 | 高　田　孝　行 |
| 生涯学習・文化財課長 | 篠 原 理 代 子 |
| 健康福利課長 | 森　　総　子 |
| 政策主幹（兼）総務課副課長 | 山　下　利　美 |
| 高校教育課主幹（兼）課長補佐 | 吉　岡　利　浩 |
| 総務課長補佐 | 出　口　明　裕 |
| 総務課長補佐 | 山　元　祐　二 |
| 義務教育課長補佐（兼）主任管理主事 | 小　山　　圭 |
| 義務教育課長補佐（兼）主任指導主事 | 植　田　浩　之 |
| 高校教育課長補佐 | 西　山　　聡 |
| 高校教育課長補佐（兼）主任管理主事 | 太　田　大　介 |
| 高校教育課長補佐（兼）主任指導主事 | 笠 井 真 希 子 |
| 健康福利課長補佐 | 澤 野 百 合 子 |
| 総務課副主幹 | 尾 藤 真 由 美 |
| 義務教育課主任管理主事 | 仲　西　長　代 |
| 義務教育課主任指導主事 | 天　野　　歩 |

| | |
|---|---|
| 高校教育課主任管理主事 | 藤　本　　歩 |
| 高校教育課主任指導主事 | 高　鳥　光　郎 |
| 高校教育課主任指導主事 | 塩　田　礼　子 |
| 特別支援教育課主任指導主事 | 岡　　孝　弘 |
| 健康福利課副主幹 | 榎　本　早　織 |
| 総務課主任 | 宮　崎　卓　磨 |
| 総務課主任 | 松　下　明　弘 |
| 義務教育課主任 | 藤　沢　陽　大 |
| 高校教育課主任 | 矢 代 恵 梨 奈 |
| 高校教育課主任 | 岸　本　陵　弥 |
| 高校教育課主任主事 | 小　野　美　都 |

傍聴人　　なし

５．会議録の承認

７月 23 日に開催した定例会の会議録署名委員の武田委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

６．非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第３号及び第４号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

７．議　　案

○議案第１号　教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

総務課長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく、令和７年度における教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について諮る旨、説明。

【質疑】　なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第２号　香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、高校生等・新修学支援金の受給権者においても、一定の要件のもと授業料等の減免を行えるよう、香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜木下委員＞外国籍の高校生に対しても授業料等の減免条件が全く同じになるという理解でよいか。

＜高校教育課長＞そのとおりである。

＜教育長＞高校無償化施策の実施により外国籍の高校生は就学支援金の対象外となったけれども、新修学支援金ができたということか。

＜高校教育課長＞国の制度上、現行の高校無償化施策は、外国籍の高校生を対象外としているが、国の高校生等新修学支援金という補助金を活用して、県の施策として支援していくものである。

＜教育長＞高校無償化と金額は同じだが、今までは外国籍の高校生も対象としていたのに、今回の法改正で無償化の対象外となったということか。

＜西山課長補佐＞法改正して、外国籍の高校生を対象外としたので、国が別途、外国籍の高校生を対象とした補助制度を創設した。

＜教育長＞なぜそのようなことをしたのか。

＜西山課長補佐＞外国籍の高校生をどうするかという議論の中でいったん対象外としたが、これまでと同等の水準で支援しようとしたものだと思われる。

＜教育長＞意味がないことをしているのではないか。意味がないのに事務の手間が増えるようなことをするなと要望しなくてよいか。

＜副教育長＞対象となる外国籍の高校生において、支援内容は、旧制度と新制度で異なるのか。

＜西山課長補佐＞新修学支援金の支援内容は、在校生と新入生とで異なる。在校生は、年収が 910 万円を超えても対象となるが、新入生については旧制度の水準による支援となり、年収 910 万円未満のみを対象としている。

＜教育長＞実質、外国人は所得制限なしなので高校無償化から除外したということか。以前と異なっているが、減免については、要件が同じならば同様にするということか。

＜西山課長補佐＞そのとおりである。

＜木下委員＞全高校生の中で何人が該当するのか。

＜高校教育課長＞一人である。

＜武田委員＞「外国籍の高校生等」の「等」には誰が含まれるのか。

＜西山課長補佐＞特別永住者や永住者等以外の者である。

＜武田委員＞「等」は高校生以外という意味ではないのか。
＜西山課長補佐＞そうではなく、対象は高校生である。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第３号　令和８年９月香川県議会定例会に提案予定の教育委員関係議案に対する意見について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第４号　令和９年度に県立高等学校及び県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書並びに県立特別支援学校において使用する一般図書等教科書の採択について（非公開案件）

高校教育課長から令和９年度に県立高等学校において使用する教科書について、特別支援教育課長から令和９年度に県立特別支援学校（高等部）において使用する教科書について、それぞれ全体の概要及び選定に関する資料の説明を行い、県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書採択などについて、一括して、採択を諮る旨、説明。

【質疑】
＜教育長＞学校評議員等から出された意見等が毎回資料として添付されているが、学校評議員等に意見を聴くことは制度として決められているものなのか。
＜高校教育課長＞教科書の採択にあたっては、地域や保護者の方の意見も聴くこととなっている。そのため、学校評議員会や PTA の理事会が開催された時などに教科書を並べてお見せするようにしている。
＜教育長＞了承をいただくものではなく意見を聴くだけという理解でよいか。
＜高校教育課長＞意見をお聴きしたうえで、学校で決めていくものである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

８．その他事項
○その他事項１　令和８年度香川県職員（学校事務（高卒程度））採用試験について

総務課長から、令和８年度香川県職員（学校事務（高卒程度））採用試験について、説明。

【質疑・意見交換】
＜木下委員＞令和６年度、採用予定者１名としていた中、２名の合格者を出したのはこの２名が優秀であったためか。
＜総務課長＞大卒程度や職務経験者枠の試験も実施する中で、次年度どうしても欲しい人数を加味し、試験内容も踏まえ２名の合格者とした。

○その他事項２　令和８年度全国学力・学習状況調査の結果（速報）について

義務教育課長から令和８年度全国学力・学習状況調査の結果（速報）について、説明。

【質疑・意見交換】
＜木下委員＞未実施児童生徒数の中には、不登校の児童生徒も含まれているのか。
＜義務教育課長＞そのとおりである。昨年度 30 日以上欠席した不登校児童生徒のうち、180 日以上欠席した児童生徒の実施状況を調べたところ、小学校 33 人、中学校 101 人が未実施児童生徒数の中に含まれていた。
＜木下委員＞未実施児童生徒数を記載すると状況がよくわかって良い。その内訳もあればなお良いと思う。
＜教育長＞未実施児童生徒数の中で不登校生の割合はどれくらいか。
＜義務教育課長＞具体的な人数は不明である。
＜教育長＞不登校児童生徒数は、小学校と中学校のどちらが多いのか。
＜西原次長＞本県は、中学校の不登校生徒数は減ってきている状況にあるが、人数は圧倒的に中学校が多い。
＜教育長＞未実施児童生徒数について、欠席日数が 180 日以上の不登校児童生徒だけでなく、すべての不登校児童生徒の内訳を把握しておく必要があるのではないか。
＜義務教育課長＞次回は、不登校児童生徒を把握するようにしたい。
＜教育長＞問題行動調査と突合できないのか。なぜ、問題行動調査と基準を変えているのか。
＜西原次長＞今回は、昨年度の問題行動調査で小学校５年生や中学校２年生として 30 日以上欠席した児童生徒が今年の春の全国学力・学習状況調査を受けたかを追跡調査したものである。欠席日数 30 日以上を対象とすると、対象者が大変多くなる。前回の定例会で質問を受けてからの調査だったので、対象者を欠席日数 180 日以上に狭めた経緯がある。なお、今回未実施の児童生徒は本年度 30 日以上欠席して不登校児童生徒となるかどうかはわからない。
＜義務教育課長＞次回は、未実施児童生徒が前年度にそのような傾向だったか、可能であれば追跡したい。
＜教育長＞不登校の児童生徒が含まれていない学力・学習調査であるということか。

不登校の児童生徒も含めて対応を考えないといけないということがこれまでの話だったかと思う。しかし、30 人ぐらいということなので、含まれていないことの意味はあまり大きなことではないと思うが、本当にそれでよいのか。

＜木下委員＞小学校の頃に不登校であった児童が中学校で登校できるようになることはあるのか。

＜義務教育課長＞引き続き不登校となるケースが多い。

＜教育長＞不登校生徒は何人くらいか。

＜副教育長＞昨年度は、小学校 858 人、中学校 1,390 人、高校 124 人であった。

＜持田委員＞それは何日以上欠席している者を対象としているのか。

＜教育長＞30 日以上である。

＜教育長＞中学校の不登校生徒は減少したとのことだが、全体の生徒数が減っているからではないのか。多角的に分析してほしい。

＜西原次長＞欠席日数が 30 日を超えたら不登校だが、不登校児童生徒の中でも、欠席日数が減ってきていることは事実としてある。二極化しており、欠席日数の多い子は長期化している傾向にある。

＜木下委員＞不登校生徒が多くを占めると想像される未実施児童生徒も試験を受けたとしたら、試験結果は大きく変わる可能性がある。生徒全体の実力を正確に測るためには、できるだけ多くの生徒、特に不登校生徒にも試験を受けてもらうことが必要であり、こうした事情を把握した上で結果を評価する必要があろう。

＜教育長＞調査対象の条件はどこの都道府県でも同様なのか。

＜義務教育課長＞同様のはずだが、学校によってはあえて受けさせないようなこともあると噂で聞いたことがある。

＜持田委員＞義務教育だけでなく高校生にもこのような調査を実施しているのか。

＜高校教育課長＞高校には全国学力・学習状況調査にあたるような調査はない。

＜持田委員＞調査を行う必要性がないということか。共通テストの都道府県ごとの結果を見たことがあり、何か分析をしているのかと思いお聞きした次第である。

＜高校教育課長＞民間企業が実施している模試を通して、都道府県や学校ごとにデータが出ることはある。

＜持田委員＞予備校はデータを公表しているのか。

＜高校教育課長＞していると思う。

＜持田委員＞資料の中に、心理的安全性等の調査項目として、学校での悩みについて親や家族にどれくらい話せるかという質問項目があるが、学級内で安心して自分の意見や考えが言えるかどうかに関する質問項目や分析結果があれば教えてほしい。

＜義務教育課長＞心理的安全性等に係る調査では、家族に関する項目があるが、小学生については、本県は全国に比べ高い結果であり、全国の中では本県は相談しやすい環境にあるのかと思う。

学級内に関しては、「あなたの学級では人と違う意見を言っても否定されないと思

いますか」という質問項目があり、肯定的に回答した小学生の割合は全国が約７割であるのに対して、本県は約 67%となっている。全国に比べ、学校の中では安心して発言できる環境ではないという結果である。
中学生については、肯定的に回答した割合は全国が約 67%で本県もほぼ同等であり、全国と差がないと言える。
＜武田委員＞今、説明いただいた調査結果はこの資料から読み取れるのか。
＜義務教育課長＞本資料は概要としてまとめたものであり、含まれていない。
＜西原次長＞県教育センターが作成するパンフレットにすべて掲載している。

○その他事項３　小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会について

義務教育課長から小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会について、第３回までの途中経過を報告。

【質疑・意見交換】
＜持田委員＞資料の中で小学校１年の 35 人学級は多すぎるのではないかという意見がいくつか見受けられるが、結論としては学校の裁量に委ねられるものと理解した。そうであれば、35 人未満のクラス編成が許されるという理解でよいか。
＜義務教育課長＞例えば、教員を増やして 35 人未満の学級にする方法や複数担任として２人で 35 人の生徒を受け持つという方法がある。学校の裁量に任せるか、一律に決定するかを今、議論しているところである。
＜持田委員＞改善していくという方向性は決まったということか。
＜義務教育課長＞その方向で議論している段階である。今後、報告書としてまとまった段階で初めて決まったと言えるのかと思う。
＜持田委員＞改善の方向で県としては進め、そのやり方については、裁量の余地を残すということでよいか。
＜義務教育課長＞改善の方向で学級人数を一律にするのか、学校の裁量に委ねるのか、もしくは第３の案のようなものがないかを議論いただいている。
＜持田委員＞一般的にこのような議論になると、予算がつかず現場ではできず失敗に終わることがあるが、そのようなことにはならないことがよく分かった。

○その他事項４　「県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に関する報告について

高校教育課長から「県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について、説明。

【質疑・意見交換】
＜鳥取委員＞多忙感・負担感を感じた原因の中で、高校の教諭は授業が２位、特別支

援学校の教諭は授業が１位という結果であるが、どういうことか。
＜高校教育課長＞本来の教員の仕事は授業が主であることから、このような結果は厳しいものと感じている。部活動等の授業以外の仕事が多くある中で、授業の準備時間を確保できない状況が負担感を感じさせているのかと思う。また、学校によっては、授業の準備に苦労を要したり、授業の準備ができていても難しい生徒がいることで負担感を感じていることがあると考えている。
＜鳥取委員＞自分が勤務していたときは、持ち時間や科目数がとても多く苦労した。回答項目が「授業準備」と「授業」で区別されていることから、そのあたりの実態を何らかの形で把握できればと思う。
＜教育長＞実態を把握する方法は何かあるのか。
＜高校教育課長＞校長の中間面談や校長会等で把握することができる。先生方は週17～18時間ほどの授業を持っているが、１時間でも２時間でも減らしてほしいと思っている先生は多いと認識している。
＜武田委員＞「時間外在校等時間」とは一般的な「残業」という理解でよいか。これを減らしていく取り組みは、各学校で任せられているものなのか。あるいは、教育委員会から何か働きかけを行っているのか。
＜高校教育課長＞学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務と３分類あり、その３分類をお話させていただくことはある。各学校において定められているスクールミッション、スクールポリシーに基づき、この行事は本当に必要なのか、他の行事で代替できないのか、部活動の精選や学校閉庁日の設定など、教育委員会が話しながら各学校で実情に応じて、相互に情報交換をして見直しを進めている。
＜持田委員＞他の高校の成功事例や県外で残業の短縮に繋がった事例などはどのようにシェアされているのか。
＜高校教育課長＞校長会や研修等で事例の紹介を行っている。
＜持田委員＞一般の先生が知る機会はないのか。
＜太田課長補佐＞毎年10、11月に各学校に向けてアンケートを実施しており、その結果を各学校に共有している。
＜持田委員＞紙媒体かデータを目にする機会はあるということか。
＜太田課長補佐＞そのとおりである。
＜持田委員＞時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることを目標としているが、特別支援学校と高校とでは実績に差がある。高校の教育職員の時間が減ってきていることはよいことだが、全体の目標だけでなく、学校個別の目標を定めているのか。高校と特別支援学校を合わせた全体の時間外在校等時間の平均を下げたいとする意図は何か。特別支援学校の教育職員は時間外在校等時間が元々少ないので、より少ない目標を定めて、高校の目標を30時間とすれば、全体としてもっと下がるのではないか。

＜藤本主任管理主事＞特別支援学校は時間外在校等時間が少なく、高校は多い状況であり、高校の時間を減らしていくということが肝要だと考えている。目標としては、県立学校全体で平均時間 30 時間としており、まずは高校を減らして、結果として目標の 30 時間をクリアしたいと考えている。

＜持田委員＞分かりやすいという理由以外にそのようにする理由はあるのか。特別支援学校の平均は低いがさらに低くするよう目標を設定しなくてよいのか。同じ教育職員に関して目標があって 30 時間を目指すのは理解できるが、データとして目標値より高い部分と低い部分があるのがわかっているのに、なぜわざわざ間をとるのか不思議である。

＜教育長＞給特法に基づいた設定なのではないのか。教員の時間外在校等時間が生じるのは仕方がないのだが、在校等時間を 30 時間か 40 時間と評価して調整手当に反映していることから、時間外在校等時間の目標を全体として平均 30 時間未満としているという整理かと考えていた。改めて確認してほしい。

また、ぜひどこかの校長に経営改革の発表をしていただきたい。校長だけではできず、教育委員会の力が必要な事例があれば聞く必要があるのではないか。具体的にどこで目詰まりを起こしているのか、教員の負担となっているのか、それを解決するために学校業務改革でできる部分と教育委員会が予算をつけてやっていかないといけない部分とがあると思う。解決しようと思うなら現状を聞かなければ難しいと思っている。働き方改革はこれまでいろいろなことをやってきているが、なお厳しい状況が続いているのであれば、改善していってあげないといけない。計画自体は管理していけばよいが、具体的に乗り越えられないものについて、教育委員会としてできることはどんどんやっていく必要があるかと思う。

○その他事項５　第 79 回香川丸亀国際ハーフマラソン大会について

保健体育課長から、来年２月に開催予定の第 79 回香川丸亀国際ハーフマラソン大会の実施要領などについて、説明。

【質疑・意見交換】　なし